

報道資料

2018年12月10日
株式会社ローソン
中国電力株式会社

災害発生時の相互協力に関する協定の締結について

本日、株式会社ローソン（本社：東京都品川区、代表取締役 社長：^{たけます さだのぶ}竹増 貞信，
以下「ローソン」）と中国電力株式会社（本社：広島市中区、代表取締役社長執行役員：
^{しみず まれしげ}清水 希茂，以下「中国電力」）は、災害発生時における相互協力に関する協定を締結
しましたので、お知らせします。

「災害対策基本法」に基づく指定公共機関[※]であるローソンと、電力供給を責務とする中国電力が協力することで、より迅速な被災地復旧に貢献してまいります。

【協定名称】

「株式会社ローソンと中国電力株式会社の相互協力に関する協定」

【目的】

災害発生時における相互支援

【概要】

- 災害発生時に、可能な範囲で相互に協力し、被災地の迅速な復旧に貢献する。
 - ・ローソンは、中国電力の要請に基づき、食料や水等の支援物資を供給する。
 - ・中国電力は、自治体からの要請に基づき、ローソンの該当施設に応急送電を行う。
- 災害発生時に円滑な相互連携を図るため、平常時においても、意見交換、情報交換および訓練を実施する。

以上

※「災害対策基本法」に基づく指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する政令等で定められたもの。ローソンは全国の店舗網等のネットワークを活かして支援物資の各種品目の調達・迅速な供給等を担うことで、災害応急対策に貢献することが見込まれることから、平成 29 年 7 月に内閣総理大臣の指定を受けています。